

## ○ 室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例中一部改正の件について

### 1. 条例改正の理由

会計年度任用職員に対する処遇の維持や、それにより雇用の安定を確保する観点等から所要の改正を行うもの

### 2. 条例改正の概要

会計年度任用職員の報酬については、新制度移行に係る経過措置として令和5年3月31日までの間、従前の例によるものとして扱っていたが、経過措置を終了させることにより、年間収入では旧制度時よりも増額となるものの月額報酬では減少となるため、そのことが勤務継続の妨げとなり、職員の離職に繋がることで、職員数が不足し業務に支障が生じることを防ぐため、当分の間継続する。

### 3. 施行期日

令和5年4月1日から施行する。

○ 室蘭市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(令和元年条例第28号)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則                      (パートタイム会計年度任用職員への移行に係る報酬の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日まで法第3条第3項第3号に規定する職員として任用されている職員が施行日において引き続き月額パートタイム会計年度任用職員として任用され、本条例の適用を受けることとなった場合の給与及び費用弁償は、<u>当分</u>の間、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>	<p>附 則                      (パートタイム会計年度任用職員への移行に係る報酬の経過措置)</p> <p>2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日まで法第3条第3項第3号に規定する職員として任用されている職員が施行日において引き続き月額パートタイム会計年度任用職員として任用され、本条例の適用を受けることとなった場合の給与及び費用弁償は、<u>令和5年3月31日まで</u>の間、なお従前の例による。</p> <p>3 (略)</p>